

10月から上下水道料金を改定します



南丹市水道審議会の答申を受け、条例の改正案が平成20年第4回定例会（12月議会）で可決されました。今年の10月請求（9月使用分）から南丹市の水道料金（上水道、簡易水道）と下水道使用料（公共下水道、農業集落排水）を改定します。

この改定は、合併後の公平性を保つために市内全体で制度の統一を図るもので、今の料金体系と大きな差が生じる場合があるため段階的に調整をしていきます。そして平成24年4月には、統一の料金体系に完全移行することになります。



10月から料金体系を市内統一

これまで旧町ごとに料金体系が異なっていました。新しい料金体系は基本料金から超過した場合、超過量が多くなるほど単価が上がる「逓増（ていぞう）型料金体系」に統一します。【表1・2】

例えば上水道（口径20mm以下）の場合、超過量が30^m以下なら160円/^mですが、超過量が31^mになると170円/^mになります。つまり、使用水量や水道管口径によって1^m当たりの単価が異なります。この料金体系によって、たくさん水を使うほど割高になります。使用量を抑えるほど単価も低く抑えることができます。家庭での節水にもつながる料金体系です。

経過措置で段階的に調整

料金は平成21年10月から改定しますが、これによって今の料金と新料金との間に大きな差が生じる使用者が出るため、統一料金に移行するまでの経過措置として、上る方も下がる方も段階的に調整を行います。【表3】

新旧の料金を計算（消費税抜き）し、その差額に対して増減にかかわらず調整率を乗じることによって、大幅な増減を緩和していきます。

上水道・簡易水道料金（平成21年10月から）【表1】

基本料金（10 ^m まで）		従量料金（超過単価1 ^m 当たり）		メーター使用料（量水器口径別料金）（上水道・簡易水道）	
上水道	簡易水道	口径20mm以下	口径25mm以上	口径	料金
1,300円	1,600円	11 ^m ～30 ^m	11 ^m ～30 ^m	13mm	50円
		31 ^m ～100 ^m	31 ^m ～100 ^m	20mm	60円
		101 ^m ～	101 ^m ～	25mm	70円
				30mm	110円
				40mm	130円
				50mm	260円
				75mm	610円
				100mm	820円

下水道使用料（平成21年10月から）【表2】

基本料金	従量料金（超過単価1 ^m 当たり）	
1,000円	1 ^m ～10 ^m	100円
	11 ^m ～20 ^m	120円
	21 ^m ～30 ^m	140円
	31 ^m ～40 ^m	160円
	41 ^m ～50 ^m	180円
	51 ^m ～100 ^m	200円
	101 ^m ～	220円

★ 計算式 ★（上水道・簡易水道料金、下水道使用料共通）

（基本料金＋従量料金＋メーター使用料）×消費税率（超過量×単価）

※下水道の場合、メーター使用料はありません。
※10円未満切捨

例えば…

上水道（口径20mm）で使用水量50^mの場合
 $\{1,300円 + (20\text{m} \times 160円 + 20\text{m} \times 170円) + 60円\} \times 1.05$
 = **8,350円**（10円未満切捨）になります。